

(別表1)

「DAN-Dプレミアム商品券発行要綱（紙商品券型）」

1. DAN-Dプレミアム商品券

事業名	DAN-D
概要	市内在住者（※）を対象に加盟店で利用できる1口 6500円の紙商品券を1口5,000円（1人最大6口）で販売。 ※令和8年9月1日 基準日時点で住民基本台帳の登録がある者
単価	5,000円/口（内プレミアム分1,500円 購入金額の30%）
発行口数	20,000口（5,000円/口） 100,000,000円
プレミアム額	30%
申込期間	令和8年9月1日～9月15日
申込方法	紙商品券購入希望者は、WEBダウンロードもしくは市役所内に設置の申込書にて申込。
購入期間	引換券到着次第（10月5日より発送予定）～10月16日
購入方法	紙商品券購入希望者は、市役所内販売窓口にて引換券及び本人確認書類をチェックのうえ現金購入するもの。
利用期間	令和8年10月5日～令和9年1月15日
払戻	保有者は、商品券の発行を受けた後は、払い戻しができないものとする。
換金	商品券取引金額の換金は、受任者が、以下の換金方法に基づき、加盟店が第2条の加盟店登録の申込時に指定した金融機関口座に振り込みます。振込手数料は加盟店の負担とします。換金のタイミングは、毎月1回月末までに使用済み商品券を事務局へ提出もしくは郵送、所定の手続きが完了後、加盟店毎の未換金の商品券取引金額 ^(*) から振込手数料を差引いた額（以下、「換金額等」といいます）を、別表2（換金スケジュール参照）にもとづき振り込みます。 ^(*) 全店共通券、中小店専用券各々の未換金商品券取引金額が5,000円未満の場合には振り込みを行わず、各々5,000円を超えたタイミングで定められた期日に振り込みます。なお、換金最終回は金額に関わらず未換金商品券取引金額を定められた期日に振り込みます。 ^(*) 商品券取引金額は、本規約の第3条第5項に基づき取消し又は解除された商品券使用取引に係る商品券取引金額、第6条第2項又は第4項に従い支払を要しない商品券取引金額、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。
禁止事項	商品券の他人への譲渡、偽造などの不正行為。
対象取引外	以下の商品またはサービスは取引対象外とする。 ・岸和田市普通ごみ有料指定袋の購入 ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

- ・消費にあたらなないものへの支払い（出資、振込手数料、保険料等）
- ・公租公課の納付（国税、地方税、使用料等）　〈アプリケーション〉
- ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入
- ・土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く。）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
- ・保険診療による処方箋が必要な医薬品
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・その他、岸和田市が当該事業の趣旨にそぐわないと判断したもの
- ・紙商品券の印刷劣化等による紙商品券の交換（再発行）や購入権の再付与、購入期間の延長等があった場合は、別途指示するものとし、柔軟に対応すること。

備考

(別表2)

紙商品券の取扱、換金フローについて

使用済紙商品券の取扱について

利用者が使用した商品券は、必ず裏面に押印をお願いいたします。
シャチハタ印鑑・社名等ゴム印・サイン等の押印をもって使用済と判断します。

使用済商品券の換金について（下限金額は5,000円）

【事務局への持込】 平日10時～16時

- ①月1回精算、毎月月末（最終平日）までに使用済紙商品券及び換金請求書（使用済紙商品券の枚数を正確に記入）を直接お持ち込みください。
- ②枚数の確認後、受領書に確認済み枚数及び振込予定日が記入された控えを直接お渡しさせていただきます。

【事務局への郵送】

- ①月1回精算、毎月月末（月末消印有効）までに使用済紙商品券及び換金請求書（使用済紙商品券の枚数を正確に記入）を封筒へ入れ送付ください。
なお、送料は加盟店負担となります。
- ②枚数の確認後、受領書に確認済み枚数及び振込予定日が記入された控えをメールにて送付させていただきます。

換金スケジュール

換金カレンダーは下表のとおりとなります。
なお、換金期限日は事務局への持込の期限日となり、事務局への郵送は月末消印有効となります。
振込日はどちらも変わりありません。（振込手数料は加盟店負担）

令和8年度	換金期限日	振込日
10月	10月30日	11月13日
11月	11月30日	12月15日
12月	12月25日	1月15日
1月	1月29日	2月15日